

現場代理人常駐義務緩和措置 並びに専任技術者緩和措置運用

契約監理課 技術監理係

1-1.現場代理人の取扱いについて

兼任できる工事件数	佐賀市（上下水道局含む）発注工事で兼任できる工事は、現場代理人1人につき3件までとする。ただし、佐賀県の工事等において、佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、佐賀県工事等と佐賀市工事等を兼任することができるものとする。
兼任場所	佐賀市内
兼任総額	7,000万円未満（当初契約額による。）
工種限定	工種の限定は行わない。
資格要件	現場代理人の資格要件は問わない。

○適用基準日

既に契約済みの工事案件及び令和2年3月2日以後に公告または指名通知等を行う工事に適用する。

○手続きについて

契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に、「現場代理人兼任届出書」を兼任する全ての工事等の発注者に提出する。

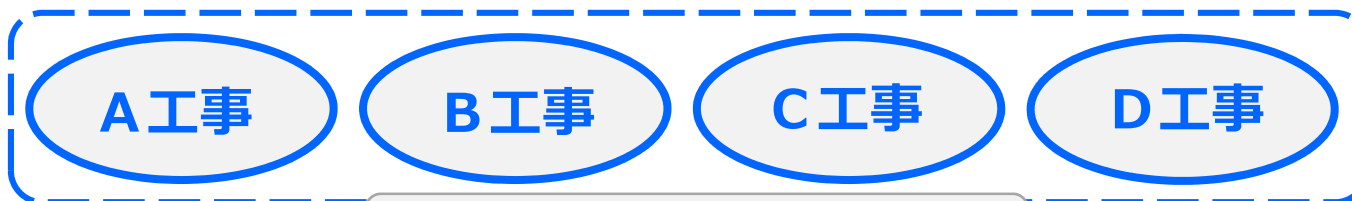
○その他

- ・提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。
- ・詳細は佐賀市HP参照

1-2.現場代理人の取扱いについて（災害復旧工事）

基本的な考え方

災害復旧工事（金額不問）1件については、兼任要件（3件、7,000万円未満）の枠外とする。→ 4件兼任可能



4件兼任可能 ※条件あり

※ただし、以下の条件を満たす必要あり。

条件1…4件のうち、少なくとも1件は災害復旧工事であること。

かつ

災害1件は除外

条件2…4件のうち、災害復旧工事1件を除いた3件の合計金額が7,000万円未満であること。

災害1件以外は兼任要件通り

*対象期間 当面の間、兼任要件の緩和を継続する。



2.主任技術者の専任緩和措置

兼任できる工事件数	佐賀市（上下水道局含む。）発注の工事に限り、主任技術者の専任する工事兼任を2件まで認める。
兼任条件（対象工事）	○請負代金額が3,500万円（建築一式工事である場合は7,000万円）以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 ○施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が概ね10km程度（直線距離）の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
兼任場所	佐賀市内
発注機関	兼任できる発注機関は原則として佐賀市（上下水道局含む。）に適用する。
資格要件	建設業法第26条で定めている主任技術者

◇注意事項

双方の発注担当課が認めた案件が対象工事となる。このため、**発注担当課にこの制度が適用されるのか確認し承認を得ること**。また、諸経費調整は行わない。ただし、同一工種の近接工事扱いとなる場合は、この限りでない。